

平成25年4月1日

植物品種保護戦略フォーラム
会員関係者各位

植物品種保護戦略フォーラム事務局

登録品種表示マークの使用申込について

平成17年に、わが国の種苗関係6団体（（一社）日本種苗協会、（一社）日本果樹種苗協会、（一社）日本草地畜産種子協会、（公社）農林水産・食品産業技術振興協会、全国食用きのこ種菌協会、全国新品種育成者の会）が協力して、わが国の種苗法に基づき保護されている「登録品種」及び「品種登録出願中（仮保護期間中）の品種」の種苗、その種苗から得られた収穫物、政令で定める加工品について、種子袋、セルラベル、カタログ、パンフレット、段ボール箱、インターネット等での表示に利用するために、「登録品種表示マーク（以下、PVPマークという。）」を定めました。

なお、このPVPマークの使用は任意であり、義務ではありませんが、関係者で広く利用を進めていきたいと考えております。

このPVPマーク作成に協力した種苗関係6団体の構成員（会員）につきましては、特別の申込をすることなく利用することができます（「登録品種表示マーク使用要領」6. 使用申込の省略、の項目を参照）。

この6団体構成員以外で、このPVPマークの使用を希望する個人・企業・団体等につきましては、2枚目の<PVPマーク使用申込手続き>により、マークを使用することができます。6団体構成員以外の使用者（個人・企業・団体等）は5千円（実費相当分）をご負担いただくこととなります。使用希望者は、手続きに従って使用申込くださいますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせ下さいますようお願い致します。

・登録品種表示マークの使用申込に関する問合せ及び使用申込先
「植物品種保護戦略フォーラム」事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7階

（公社）農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）内

TEL :03-3586-8644 / FAX :03-3586-8277

※平成24年2月15日より、（社）農林水産先端技術産業振興センターから
（公社）農林水産・食品産業技術振興協会へ組織名称が変わりました。

< P V P マーク使用申込手続き >

1. 同封の「登録品種表示マーク使用要領」の規定の内容をご確認ください。
2. 「登録品種表示マーク使用要領」の規定を了解し使用を希望される方は、「登録品種表示マーク使用申込書」に必要事項をご記入の上、「植物品種保護戦略フォーラム」事務局あてに、「使用申込書」を郵送してください。
3. 事務局より、「P V P マーク清刷り一式、マーク説明文等」の関連資料と請求書が使用申込者宛に届きます。
4. マーク使用料 5 千円を指定の口座にお振り込みください。(手續完了)
5. P V P マークを使用することができます。

※ 1 6 団体構成員（会員）この申込手続きをすることなく、マークを使用することができますので、ご注意ください。各団体から、会員窓口担当者宛に、「P V P マーク清刷り一式、マーク説明文、使用要領等」の関連資料が送付済み、または近く送付される予定です。

※ 2 この機会に、個人の方は、「全国新品種育成者の会」（年会費 1 万円）、関係企業・団体等の方は、業務に関係のある各団体（（一社）日本種苗協会、（一社）日本果樹種苗協会、（一社）日本草地畜産種子協会、（公社）農林水産・食品産業技術振興協会、全国食用きのこ種菌協会）へのご加入をご検討くださいますよう、よろしく願いいたします。ご加入を検討される場合には、フォーラム事務局までお問い合わせください。各団体へご紹介いたします。